ジョイライフけあセンター 居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 JOYライフ合同会社が開設するジョイライフけあセンター(以下「事業所」という)が行う指定 居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関 する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という)が、 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保 健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者 に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保 険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名称 ジョイライフけあセンター
 - ② 所在地 横須賀市大矢部一丁目10番4-102号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援 の提供に当たるものとする。
 - ② 介護支援専門員 2名(常勤兼務職員1名(管理者と兼務))
 - ア 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
 - イ 職員数は、利用者の数が35名又はその端数を増すごとに1名を増員する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、平日の祝日、年末年始の12月30日から1月3日までを除く。
 - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである場合は利用者からの利用料は徴収しないものとする。
 - ① 利用者の相談を受ける場所 利用者宅または第3条に規定する事業所内とする。
 - ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドラインとする。
 - ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者宅または第3条に規定する事業所内とする。
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の 確認を行う。
 - ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回記録する。

(記録の保存期間)

第7条 モニタリングの記録や面接記録、事業所の会議録、研修記録、ミーティング記録、研修計画と研修報告書、苦情処理記録、業務報告書、事業計画書、起案書、勤務表、契約書・重要事項説明書、給付管理票、新規申込み受付記録等の記録を、サービスの提供が完結した日から5年間は保存する。

(その他の費用の額)

- 第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから片道1kmごとに10円を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横須賀市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速 やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければなら ない。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原

則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により 得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす
- る。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての重要事項)

- 第16条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後2カ月以内に実施する。
 - ② 継続研修 継続研修は年2回以上実施する。
- 2 介護支援専門員は、適切な居宅サービス計画の実施に必要な、サービス担当者会議等での個人情報の提供は本人又は家族の同意を得て行う。ただし、法令により定められた報告・届出は除く。
- 3 従業者又は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者 でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、すべての従業者との雇用契約の内容に含む ものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はJOYライフ合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

令和 元年 5月1日 改正

令和 2年 4月1日 改正

令和 6年 4月1日 改正